

独立行政法人大学評価・学位授与機構運営委員会（第25回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年12月1日（水） 10:00～13:00
- 2 場 所 学術総合センター 1112会議室
- 3 出席者 新井、池田、大竹、荻上、高坂、河野、古城、城山、瀧田、中原、二宮、前田、水谷の各運営委員
（阿知波、岡澤、上條、川村、北原、島田、西村、丸山の各運営委員は委任状提出）
平野機構長、岡本理事、福島理事、内海監事、川口特任教授、一居管理部長、小杉評価事業部長ほか機構関係者
- 4 運営委員会（第24回）議事要旨について
平成22年6月25日に開催された運営委員会（第24回）議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

（1）給与規則等の一部改正について

平成22年8月10日に人事院が行った国家公務員給与改定の勧告どおり、一般職の職員の給与に関する法律が平成22年11月30日付けで改正されたことに伴い、機構役職員の給与についても国家公務員に準拠し、平成22年12月1日付け改正予定の機構役員給与規則及び機構職員給与規則について審議が行われ、原案どおり了承された。主な意見は以下のとおり。

（○：運営委員 ●：事務局 以下同じ）

- 勤勉手当とは、人事考課表等による評価を踏まえて支給額が決定されるものか、それとも一律に支給されるものか。
- 機構における勤勉手当は、基本的には6月及び12月時点における勤務評定を実施して定量的にランキングを行い、上位者の支給率を高く設定して支給している。
- 給与勧告の骨子に記載されている、定年延長に向けた制度見直しの骨格について、現在の定年60歳から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げる一方で、職務と責任に応じた給与を基本としつつ60歳台前半の給与水準を相当程度引き下げるということは、どのように理解すれば良いか。
- 本件については、あくまでも人事院勧告の内容として現在示されているものであり、具体的にまだ法制化されていない。基本的には、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、公務員の人件費総額に影響のない形で、60歳台前半の職員についても、多様な働き方の選択を可能にするという考え方で検討が進められると考えている。

(2) 学位審査会専門委員の選考について

学位審査会専門委員1名の辞職に伴う欠員補充の候補者の選考について審議が行われ、原案どおり承認された。

(3) 会長一任による各種委員会委員等の追加発令について

短期大学機関別認証評価委員会専門委員1名、国立大学教育研究評価委員会専門委員4名及び学位審査会専門委員1名について、会長一任により追加発令を行った旨の報告があり、承認された。

また、これまでと同様、急遽、欠員補充等の必要が生じた場合は、その選考を会長に一任することとされた。

《報告事項》

(1) 平成21事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について

独立行政法人通則法第32条第1項の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会において審議され、平成22年8月30日付けで文部科学省独立行政法人評価委員会委員長から機構長あて通知のあった、平成21事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について報告があった。主な意見は以下のとおり。

(○：運営委員 ●：事務局 以下同じ)

○ 文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の中にあるとおり、機構には是非、学位の趣旨を社会に認知させる活動など、機構が行う学位授与の幅広い定着化とそのための環境整備を継続的に行っていただきたい。

● 機構が行う学位の授与は、今後の日本社会の生涯教育を含め大変重要であると考えており、その重要性について折に触れ産業界等へ説明しているところ。今後も、高等専門学校や短期大学の関係者と協力し、機構が行う学位授与の趣旨の社会的認知と定着化に努めて参りたい。

○ 機構の項目別評価結果は全て「A」ということだが、国際的な活動や、非常に高度な研究が行われており、また、学生を含めた大学の評価を適正に行い教育に還元する業務を行っていることから、客観的に見て「S」があつてよい。評価委員会の評価の妥当性をどう考えるのか。

● 文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果として「高く評価される」との記載がされている点については有難いと思っているが、当機構としてはさらに上を目指し、「S」評価がもらえるよう努力して参りたい。

○ 文部科学省独立行政法人評価委員会委員のコメントとして、「本機構の業務外ではあるが、大学マネジメントの問題を研究・政策提言する仕組みが必要となろう。」とあるが、当然大学の評価をする際に、機構側から色々な形で提言できるものもあると思われるが、どのような対応を考えているか。

● 国際的視点で何が今どのような方向で動いているのかということについて調査研究を行うとともに、そこで得られた知見をセミナー等を通じて社会に情報提供を行っている。

さらに、国内の評価機関の間で、評価に対する意識の統一を図るため、評価機関が連携し、今年8月に、各大学の研究者に加え事務職員も会員とする高等教育質保証学会が発足されるなど、評価文化の定着に向けて一層の努力がなされているところである。

○ 昨今の就職内定率が低いなか、学生は大学3年生の早い時期から就職活動に入っている。大学の授業より就職が最優先であるという状況にあって、実質1.5プラス1の授業実数を確保するため、公認の欠席届が多く出されていると聞いている。この件に関して、機構を筆頭とする評価機関は、どのようなメッセージを大学や社会へ出していくのか。

● 就職活動の早期化は国の大きな損失であり、当機構としても危機感をもって捉えている。各大学は、単位の出し方をナンバリングし、カリキュラムの設定を基礎から行うべきであり、各大学がGPAもあわせてどういう評価をしているのかを再チェックできるようにしなければならないと考えている。

また、来年1月に、専門職大学院も含めた評価機関の連携体が発足する予定であり、その場において、本来あるべき単位の出し方、成績、成果の出し方などを大学と一緒に考えていかなければならないと思っている。

○ 日本の大学の国際評価が年々下がってきており、授与した学位が国際的に評価されない大学もあると聞いている。この点に対して、機構はどう関わっていくのかをもう少し根源的に、大局的に考えていくべき時期に来ているのではないか。

また、秋田県の国際教養大学等の特徴ある経営を行っている大学は就職内定率が高い傾向にあり、全大学一律ではなく、特徴ある学校経営を行っていかなければ、これからの時代、世界的にも、国内の企業から見ても評価されなくなるのではないかという懸念がある。

● 基本的に、日本の大学の単位は国際的に通用すると思っている。しかし、日本の大学の成績のつけ方が少し曖昧であるとの指摘があり、単位の出し方や成績のつけ方を含めて考えていかなければならないと思っている。

また、国立大学については、第2期中期目標期間において機能別分化を推進することとされている。このため、評価についても各大学の機能に対する評価を行い、その特徴を伸ばすようなものとなるのではないかと思っている。

なお、就職内定率の議論に関連して、企業側としては即戦力となる人材を採用したいという声があるが、当面の間だけの即戦力では意味がなく、大学は、しっかりとした学力を身に着けた人材を育てるべきである。この点については、機構のみでなく中央教育審議会を踏まえた議論になるが、そのような意味では、日本は今、大変重要な高等教育のポイントに来ていると思う。

(2) 行政刷新会議による事業仕分けについて

平成22年4月28日に行われた行政刷新会議による事業仕分けの結果を踏まえた現状について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 日本は学術統計のデータが非常に貧弱であり、現在、日本学術会議において、どのように対応していくべきか議論がなされている。事業仕分けにおいて、大学情報データベースに対してなされた指摘は、ゼロベースで見直し、必要なものは残すという意味だと思われる。大学情報データベースは今後の教育あるいは学術政策のベースとなるものであることから、機構で継続すべきと考える。

● 来年度以降の対応となると思われるが、中央教育審議会の議論を経て学校教育法施行規則が改正され、各大学が公表すべき教育情報が明確化されたことを踏まえ、当機構としては、厳しい予算の中ではあるが、既存の大学情報データベースについては最低限の維持をしていきたい。

○ 文部科学省の中では「政策のための科学」という観点から、科学技術政策研究所や科学技術振興機構が保有する論文データベースや研究者データベース等の連携を通じて、日本の学術統計のデータの強化を図る方針と聞いている。機構は、データ入力等にかかる大学及び研究者の負担の問題を含め、文部科学省の方針と大学情報データベースの間で、どのような連携のあり方を考えているのか。

● 科学技術政策研究所や科学技術振興機構等の個々のデータベースでは、大学全体を把握するのは不可能である。大学情報データベースを大学全体のデータベースとした上で、他機関のデータベースとどのようにリンクできるかといった、国の情報機関が一体となった検討が必要である。また、大学や研究者へ負担をかけずに、どのようにしてデータベース化するかについても、関係機関が一体となった検討が必要であると考えている。

(3) 平成 23 年度概算要求について

平成 23 年度概算要求について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ データベースは非常にコストがかかるものであるため、活用状況や、その必要性が社会に認知されることが重要であると考ええる。大学情報データベースの活用状況や社会的認知度は、どのような状況か。

● 今年度実施している国立大学法人教育研究評価の確定作業において、大学から提出された実績報告書の内容とデータベースを照合するなど、非常に有効に活用できた。このことは文部科学省の国立大学法人評価委員会にも報告しており、今後もアピールしていきたいと考えている。

● 大学情報データベースの情報は、評価の作業の際に二重手間、三重手間にならず、かつフォローアップができるようにという観点から、公開しないことを条件に各大学の協力を得てデータ化し、活用しているものである。このため、おそらく社会的にアピールをしていくことは難しいと思われる。

○ 大学情報データベースの情報はどのような情報か。仮に情報公開請求があった場合、公開するような情報なのか。

● 大学情報データベースの情報は、基本的には全国立大学に係る情報が入っており、今般の学校教育法施行規則の改正により定められた各大学が公表すべき教育情報は、ほぼ全て網羅されている。

また、当機構に対して情報公開請求があった場合、当機構の業務に重大な支障が生ずるといような非公開事由に該当する可能性があるのではないかと考えている。なお、特定の大学の情報に係る情報公開請求があった場合には、当該特定の大学と相談の上で対応していくことになる。

○ 国立大学法人評価事業は、特に人件費について業務の大幅な簡素化を行うとあるが、国立大学法人評価事業に携わる人員を減らすという意味か、もしくは、機構職員の人員を減らすという意味か。

● 国立大学法人評価事業は 6 年毎に評価を実施するため、業務量についても 6 年サイクルで変動する。しかし、評価を実施しない年度も、評価に向けた準備や情報の整理が必要であるため、業務量のサイクルに応じた人員配置が行われていなかった。この点について、固定費がかかり過ぎているのではないかという指摘があったことから、毎年度の人事交流者数の調整により、業務量に応じた人員配置を行うとしたところ。

○ 企業であれば固定費と変動費といった概念がある。業務量が多い年度に来てもらう人事交流者に係る人件費は変動費的な考え方とするということであれば、その考え方について、人事交流者の出向元である大学等や文部科学省との間で事前に整理をしておいた方が良いのではないか。

● 指摘のとおり、これまで固定費という概念で整理してきた人件費について、今般、その一部を変動費の方へシフトすることとなる。しかしながら、国から措置される独立行政法人の運営費交付金の算定ルールが、業務量の変動に応じて増減する仕組みとなっていないため、今後、運営費交付金以外の委託費等の財源について、文部科学省とも調整を図っていきたいと考えている。

○ 文部科学省独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の業務実績評価において、アウトソーシングによる経費削減が評価されている。アウトソーシングの是非も含めて、基本的な考え方を整理しておいた方が良く考える。

(4) 評価事業について

評価事業の状況について報告があった。主な意見は以下のとおり。

○ 大学予算の削減や就職活動の早期化によって、教育の質保証が困難な大学の現状に対し、機構は各大学の自己評価を追認するのではなく、海外大学との単位互換の問題や、就職活動の早期化の問題についての情報を社会へ向けて発信し、社会的合意が形成されるようにしなければならないのではないか。

○ 評価事業の中で、大学の現状を厳しく指摘することは、それが国民に正しく理解されれば良いが、逆の理解をされる危険性がある。各大学において適切に実施された自己評価に対し、認証評価機関が第三者的にコメントし、更に伸長ができる部分は伸ばしていけるよう努力をするというのが認証評価の基本である。教育の質保証とは、本来的には各大学が責任を持って行うべきことである。機構が評価の実施方法を変えれば、日本の教育の質の向上に直結するとは言いきれず、大変難しい問題を含んでいる。

(5) 学位授与事業について

学位授与事業の状況について報告があった。

(6) 教員選考委員会委員の指名について

教員選考委員会委員を指名したことについて報告があった。

6 その他

次回の運営委員会は、機構の事業の進捗状況を踏まえて開催することとし、日程については、後日事務局より連絡することとされた。